

宝塚市気候非常事態宣言(案)についての意見と市の考え方の公表について

宝塚市では、「宝塚市気候非常事態宣言(案)」策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集(パブリック・コメント手続)を実施しました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※募集期間は終了しました。

令和3年(2021年)10月11日(月)から

令和3年(2021年)11月9日(火)まで

2 意見の募集内容(概要)

気候非常事態宣言とは、国や自治体等が、気候変動が異常な状態であることを認め、これを緩和する行動が必要であることを宣言することによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動を緩和するための行動を加速させるものです。世界で同宣言を行った国や自治体等は2千近くにのぼり、国内においても、昨年に衆参院両院が宣言を採択した他、100を超える自治体、地方議会が宣言を行っています。

宝塚市では、同宣言の策定について令和3年(2021年)2月に宝塚市環境審議会に諮問し、令和3年(2021年)12月までに、合計5回の審議が行われました。

宝塚市気候非常事態宣言は、気候変動の危機的な状況を認識の上、責任ある世界市民の一員及び地方公共団体として、気候変動を緩和するために行動し、連携の輪を広げていくことを宣言するものです。

3 パブリック・コメントの実施結果

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 意見提出者数 | 4人 |
| (内訳) 持参 | 0人 |
| 郵送 | 2人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| 電子メール | 2人 |
| (2) 提出意見数 | 4件 |
| (3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果 | |
| (内訳) 計画案に反映した意見 | 0件 |
| 計画案に反映しなかった意見 | 0件 |

その他(計画案の見直しには至らなかったものの

今後の取組の参考とさせていただく意見) 4件

詳細は、別紙「宝塚市気候非常事態宣言(案)」に対するパブリック・コメント
ト手続に基づく意見募集の結果一覧表のとおり

(4) パブリック・コメント手続以外での修正内容

詳細は、別紙「宝塚市気候非常事態宣言(案)」に対するパブリック・コメント
ト手続以外での修正内容一覧表のとおり

4 実施結果の公表方法

パブリック・コメントの実施結果及び意見を反映した宣言は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

(1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

- ・環境部環境室地域エネルギー課のページ
- ・トップページから「宝塚市気候非常事態宣言」で検索するか、または「検索用ID:1041063」を入力し検索することもできます。下の二次元コードからもご覧いただけます。



(2) 市の窓口

- ・市役所地域エネルギー課、市民相談課、
各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

5 公表期間

令和3年(2021年)12月20日(月)から

令和4年(2022年)1月18日(火)まで

6 お問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要) 市役所 環境部 環境室 地域エネルギー課

電話番号 0797-77-2361

ファクシミリ 0797-71-1159

電子メールアドレス m-takarazuka0272@city.takarazuka.lg.jp